

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第86号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

第9条 この条例の施行の際現に法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であって、熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第87号）附則第9条の規定の適用を受ける一部ユニット型指定介護老人福祉施設が、同条例の施行の日以後最初に行う法第48条第1項第1号の規定に基づく指定の更新の際建物の既存部分（当該更新前に介護老人福祉施設の用途に供していた部分をいう。以下同じ。）の一部について、その用途を変更し、新たに法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受ける場合において、第154条第1項第1号アの規定を適用するときは、同号ア中「1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

第10条 前条の規定の適用を受ける指定地域密着型介護老人福祉施設が次に掲げる

行為を実施する場合において、当該行為により生じる居室に対する第154条第1項第1号アの規定の適用については、同号ア中「1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

(1) 改築であって、改築する部分に含まれる居室のうち第154条第1項第1号アの規定に適合していないものに係る定員の合計を、改築した部分に含まれる居室のうち同号アの規定に適合しないこととなるものに係る定員の合計が上回らないもの

(2) 建替えに伴う新築であって、建替え前の指定地域密着型介護老人福祉施設の居室のうち第154条第1項第1号アの規定に適合していないものに係る定員の合計を、建替え後の指定地域密着型介護老人福祉施設の居室のうち同号アの規定に適合しないこととなるものに係る定員の合計が上回らないもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員に係る特例を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。